

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者への金融支援のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大より、売上の減少などの影響による市内中小企業者の資金繰りを支援するため、市があっせんする資金の一部について緊急支援を行います。

1 対象とする資金と支援の内容

令和2年12月31日までに市へ融資あっせん申請のあった次の資金

(県) 経営健全化支援資金 (新型コロナウイルス対策・特別経営安定対策・経営安定対策) ⇒ 利子補給率の特例

(市) 不況対策及び倒産防止資金 (経営安定対策) ⇒ 利子補給率の特例及び信用保証料の補助

2 利子補給率の特例の適用期間

借入後1年間

3 制度の概要

	資金名	資金の用途	貸付限度額	貸付利率 (%)	利子補給後 (%)		信用保証料	貸付期間
					従来 (3年間)	特例 (1年間) ※2		
県融資制度	新型コロナウイルス対策	設備 運転	6,000万円 8,000万円	0.8	0.2	0.0	自己負担なし	10年 7年
	特別 経営 安定 対策	(セーフティネット4号保証)	設備 運転	1.6	1.0	0.8		
		(危機関連保証)		1.3	0.7	0.5		
	経営安定対策	※1	1.9 (利子補給なし)	1.1				
市融資制度	不況対策及び倒産防止資金 (経営安定対策)	運転	2,000万円	2.1 (利子補給なし)	1.3	市補助により自己負担なし	7年	

※1 経営安定対策と特別経営安定対策の合計額です。

※2 特例期間(1年間)の終了後は、従来の利子補給後の率(2年間)となります。

4 融資要件等

(1) 県融資制度の利用については、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第4号若しくは第5号又は同条第6項に該当することについて、市長の認定が必要です。要件は次のとおりです。

ア 第2条第5項第4号(セーフティネット保証4号)

原則として最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方(全業種)

イ 第2条第5項第5号(セーフティネット保証5号)

全国的に業況が悪化している業種(指定業種)で、原則として最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少している方

ウ 第2条第6項(新型コロナウイルス対策・危機関連保証)

最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる方

(2) 市融資制度の利用については、最近3ヶ月の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれる方(全業種)

※ 上記(1)・(2)いずれも市内で1年以上事業を行っている方に限ります。

5 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の今後の状況により随時、内容を見直す場合があります。
- (2) ご不明の点は、お取り引き金融機関又は下記へお問合せください。

◇ お問い合わせ ◇

東御市商工観光課商工労政係 TEL 0268-64-5895
E-mail syoko-kanko@city.tomi.nagano.jp